

議案第 8 2 号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 3 月 2 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和 3 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項中「若しくは同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する国立大学法人職員」に、「又は同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第 8 条の 2 第 1 項に規定する国立大学法人職員」に改め、同項第 1 9 号を同項第 2 4 号とし、同項第 1 8 号の次に次の 5 号を加える。

- (19) 第 8 条の 2 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国立大学法人職員としての引き続いた在職期間
- (20) 第 8 条の 2 第 2 項に規定する場合における国立大学法人職員としての引き続いた在職期間
- (21) 第 8 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する第 8 条第 3 項第 1 号に規定する再び職員となった者の先の国立大学法人職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の国立大学法人職員としての引き続いた在職期間
- (22) 第 8 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する第 8 条第 3 項第 3 号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び国立大学法人職員としての引き続いた在職期間
- (23) 第 8 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する第 8 条第 3 項第 5 号に規定する場合にお

ける先の国立大学法人職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の国立大学法人職員としての引き続きいた在職期間

第6条の4第2項中「第19号」を「第24号」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(国立大学法人から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国立大学法人職員（国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この条において同じ。）の支給の基準において、地方公務員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は国立大学法人の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該国立大学法人の職員となった場合に、当該地方公務員としての勤続期間を当該国立大学法人の職員としての勤続期間に通算することと定めているものの職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国立大学法人職員として在職した後引き続き再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 国立大学法人職員が、国立大学法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国立大学法人職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。ただし、その者が当該国立大学法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

3 前2項の場合における国立大学法人職員としての在職期間については、前条第3項（第2号、第4号及び第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第3号中「特定一般地方独立行政法人等職員」とあるのは「国立大学法人職員」と、同項第5号中「特定一般地方独立行政法人等職員」とあるのは「国立大学法人職員」と、「一般地方独立行政法人等」とあるのは「国立大学法人」と読み替えるものとする。

第18条に次の1項を加える。

5 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国立大学法人職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き国立大学法人職員となった場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「並びに第8条第1項から第3項まで」を「、第8条第1項から第3項まで並びに第8条の2第1項から第3項まで」に、「第19号」を「第24号」に改める。

議案第 83 号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 3 月 22 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 3 号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を加え、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「世帯（」を「世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（」に改め、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 13 条の 4 の 2 第 1 号中「次号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 13 条第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

第 13 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「イ」の次に「又はウ」を、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」

を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第13条の5の9第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第3条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項第3号、第13条の4の2、第13条の5の5第1項第3号及び第13条の5の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。